

## 岩倉市自治基本条例審議会議事録

会議名称	第1回岩倉市自治基本条例審議会	
開会及び閉会日時	平成28年7月1日(金) 午後3時から午後5時15分	
開催場所	岩倉市役所 第2委員会室	
会長氏名	岩崎 恭典(四日市大学教授)	
出席委員 所属等、氏名	識見を有する者 元岩倉市自治基本条例検討委員会委員長 元岩倉市自治基本条例検討委員会委員 公募委員 公募委員 公募委員	岩崎 恭典 山田 育代 長谷川 博 花井 喜美子 船橋 悦子 岡本 里恵子
欠席委員 所属等、氏名	元岩倉市自治基本条例検討委員会委員 市内の事業者(石塚硝子株式会社) 市内の事業者(ミヨシ油脂株式会社) 公募委員(市民登録制度)	村平 進 黒木 崇弘 荒井 英彦 関戸 誠
事務局 職氏名	総務部長 協働推進課長 協働推進課統括主査 協働推進課主任 秘書企画課長 秘書企画課統括主査	山田 日出雄 小松 浩 小崎 尚美 須藤 隆 佐野 剛 小出 健二
会議次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 岩倉市市民参加条例について (2) 市民参加の手の予定(平成28年度)について (3) 岩倉市自治基本条例審議会での検証について 4 その他	
配付資料	資料1: 岩倉市自治基本条例審議会委員名簿 資料2: 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例 資料3: 岩倉市市民参加条例 逐条解説 資料4: 岩倉市市民参加条例施行規則 資料5: 市民参加の手の実施予定 資料6: 岩倉市自治基本条例審議会での検証について 資料6-1: 市民参加の手の実施状況(案) 資料6-2: 協働の取組状況シート(案)	

### 3 議 事

#### 〔(1) 岩倉市市民参加条例について資料 3、4 に基づき事務局より説明〕

- 委員** 住民投票条例が制定されない理由について教えてほしい。
- 事務局** 市民参加による検討委員会では、住民投票も含めた内容で進めており、パブリックコメントの時点の条例案も同様であった。議会が設置した市民参加条例特別委員会では、投票要件に外国人を含めるかどうかで意見が分かれており、意見調整ができなかったため、住民投票部分を除いた条例案を提案した。
- 委員** 市民参加条例に議会の規定がない理由は。
- 事務局** 議会基本条例に市民参加の規定があるため、市民参加条例では規定していない。
- 委員** 条例に規定する市民参加手続について、担当課ごとの取組内容のバラつきをどのようにチェックするのか。
- 事務局** 変更年度当初の 4 月に取りまとめ公表するため、その際に内部でチェックしていく予定。
- 委員** 住民投票条例を早く制定する必要がある。
- 事務局** 必要性については、共通認識である。一方で投票要件は、議員間に隔たりもあるため、議会と協議しながら、少しずつでも前に進めていけたらという状況である。
- 委員** 市民と執行機関で検討したことを尊重するような担保はないのか。
- 会長** 地方自治のしくみから言えば対立が前提である。
- 委員** 議会報告会では、議会基本条例特別委員会で検証しているが、第三者による検証も検討する必要があるとのことだった。
- 委員** 第 10 条に審議会等の会議の公開等とあるが、この会議はどうか。
- 事務局** 審議会等にあたるため、公開となる。
- 委員** 市民討議会の解説の中で外国籍も含まれるとしているのはなぜか。
- 事務局** 法改正により、現在は外国籍の方も住民基本台帳に含まれるが、平成 24 年 7 月以前は、含まれなかったため、記述している。
- 委員** 市民討議会は参加したい人が参加できないのか。
- 事務局** 傍聴は可能であるが、議論には参加できない。自由に意見を言う場は意見交換会となる。
- 委員** 第 9 条第 2 項に規定されている委員の在籍年数に統一的な見解はあるか。
- 事務局** 審議会等の委員は、2 年任期が多い。審議会の内容によっては、委員が変わりすぎることは、好ましくない場合もある。
- 会長** この審議会でその状況もチェックしなくてはいけないのか。
- 事務局** そういうことである。

〔(2) 市民参加の手續の予定（平成 28 年度）について資料 5 に基づき事務局より説明〕

**委員** 第 8 条の規定は、第 6 条に限定したものという理解でよいか。

**事務局** よい。

〔(3) 岩倉市自治基本条例審議会での検証について資料 6 に基づき事務局より説明〕

**委員** 市民参加手續の方法の複数実施に努めるとあるが、評価するものについてどうするのか。

**事務局** 政策の形成に関するものについて、複数実施に努めるものと考えている。

#### 4 その他

次回会議日程、11 月 25 日（金）14 時 30 分から 市役所 7 階第 3 委員会室